

---

令和4年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

令和4年12月21日(水曜日)

---

議事日程(第4号)

令和4年12月21日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 周防大島町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 周防大島町個人情報保護審査会条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町定住促進住宅条例の制定について(委員長報告・質疑・討

- 論・採決)
- 日程第15 議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第16 議案第16号 周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第17 議案第17号 周防大島町情報公開条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第18 議案第18号 周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について (討論・採決)
- 日程第19 議案第19号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第20 議案第20号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (討論・採決)
- 日程第21 議案第21号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第22 議案第22号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第23 議案第23号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第24 議案第24号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第25 議案第25号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第26 議案第26号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第27 議案第27号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第28 議案第28号 財産の無償貸付けについて (討論・採決)
- 日程第29 報告第1号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第30 議案第29号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第8号) (質疑・討論・採決)
- 日程第31 発議第1号 周防大島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について (質疑・討論・採決)

日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）（討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 周防大島町個人情報保護審査会条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第12号 周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 周防大島町定住促進住宅条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（討論・採決）

- 日程第16 議案第16号 周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第17号 周防大島町情報公開条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第18号 周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第19 議案第19号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第20 議案第20号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第21 議案第21号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第22 議案第22号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第23 議案第23号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第24 議案第24号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第25 議案第25号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第26 議案第26号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第27 議案第27号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第28 議案第28号 財産の無償貸付けについて（討論・採決）
- 日程第29 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第30 議案第29号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）（質疑・討論・採決）
- 日程第31 発議第1号 周防大島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（質疑・討論・採決）
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	尾元 武君
12番	小田 貞利君	13番	久保 雅己君
14番	荒川 政義君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	重富 孝雄君	上下水道部長	山本 正和君
統括総合支所長	岡本 義雄君		
会計管理者兼会計課長			江本 達志君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	岡原 伸二君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）から日程第8、議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、12月5日の本会議で全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第14、議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

12月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、6議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。小田総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（小田 貞利君） 総務文教常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は12月7日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部に説明を求め質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第9号から議案第13号までの5議案について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第11号周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、委員より第3条第5項において、手数料を必要とする申請については規則で定めるとあるが、それはどのようなものを想定しているのかとの質問に対して、1つは周防大島町のLINE公式アカウントを開設した場合のLINE Pay（ラインペイ）、もう1つは、税関係で導入済みのPay Pay（ペイペイ）であるとの答弁でありました。

次に、議案第12号周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、委員より、



条例の目的は定年後の人生設計の準備や地域社会への貢献のためとのことであるが、定年延長後の職員が副業をすることは可能なのか。また、週の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、他の職に就業しても良いということかとの質問に対し、営利企業従事に関する規程は、定年延長後の職員にも適用されるため、許可を得れば可能である、ただし、それを積極的に促すものではないとの答弁でした。

次に、議案第13号周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について、委員より基金の財源は、米空母艦載機部隊配備特別交付金をあてて創設することだが、今後、必要に応じて積み増しをする場合、子育て支援を目的とした寄附金等をあてる可能性はあるのか。また、積立てた今回の1億4,000万円が数年後に枯渇したとき、この特別交付金を再びあてようとしているのかとの質問に対し、学校給食費の無償化は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を充当し、15年間は継続したい。その財源には、寄附金等も活用できると思っている。なお、今後については、工事関係、医療等にあてた余剰金を積み増ししたいとの答弁でした。

次に、現状では、町立学校以外の学校に通う児童・生徒がおり、その子どもたちは無償化事業の対象ではない。子育てしやすい環境づくりを広く捉えると、町立学校の給食費無償化に限らず、周防大島で暮らす子どもたちの昼食や給食費は、同程度に補填するべきではないか。附属中学校やフリースクールに通う子どもたちにも、同じような支援はできないのかとの質問に対し、教育委員会所管の給食センターが基本にあり、他の自治体と同様に、無償化事業は町立学校に通っていることを大前提とした。諸事情があり、フリースクールに通っている子どもたちがいることは聞き及んでいるが、あるいは教室やアレルギーのように、町が所管する範囲において事業の対象としているとの答弁でした。

この答弁に対し、方針を決定するにあたっては、他の自治体の実情や事例ではなく、周防大島町独自の子育て支援策を考えたほうがよいとの意見がありました。

なお、議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についておよび議案第10号周防大島町個人情報保護審査会条例の制定につきましては、質疑はございませんでした。

以上が、議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、議案第13号周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定についてまで、本委員会に付託された案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

尾元建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（尾元 武君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は12月7日、委員全員出席のもと、委員会を開催し審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部から説明を求め、質疑を行い十分なる審査の結果、議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

委員より、第9条の入居できる期間について、5年で農林漁業の生活基盤が安定するとは考えにくい。定住をはかる住宅であれば、入居期間が5年というのは短いのではないかと。同じく第9条、町長が必要と認めた場合とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのかとの質問に対し、新規漁業者には3年間支援する制度がある。支援終了後は、漁業者として独り立ちできると判断し、さらに2年間の余裕をもって5年間とした。

また、入居期間の中で、町長が必要と認めた場合とは、住み替え先が決まっていなかった場合や、収入が安定せず、入居者が期間延長を希望した場合等を想定しているとの答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでございました。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号周防大島町個人情報保護審査会条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町学校給食費無償化事業基金条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第22、議案第22号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、12月7日の本会議で全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第16号周防大島町職員の定年等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第17号周防大島町情報公開条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第18号周防大島町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第19号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第20号周防大島町一般職の職員の給与に関する

条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第21号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第21号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
議案第22号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第22号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第23号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから、日程第27、議案第27号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、12月5日の本会議で全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第23号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第23号につきまして、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は4点ほど主にございまして、まず1点目は、この資料の中に審査委員会の講評内容がございますが、これを読みますと、全くの新規の団体としての評価、それと現行団体の継続団体としての評価、この2面というか、2通りの評価があるというのを見てとれますが、こうしたことは、この応募団体をどういうふうに扱うのか。その審査の前提条件が曖昧であると、こういう評価、もちろん選定委員会の結論ですので、それを尊重したいところではありますけれど、なかなかこういう前提条件を欠くような評価は、選定結果というものは受け入れ難いかなと思われれます。

それから2点目、これについては団体の役員、今の1点目と関連しますが、団体役員の半数が移行しているにもかかわらず、名称変更等ではなく、実績のない新規の団体として、基本的には審査されている。

とはいうものの先ほど申しましたように、実質的には、この現行団体の継続というふうにも言える面もあるということのはずなので、実際にそういう評価もされておりますので、一方で、財務とか経営面については全く新規ということで、審査すらされていない、やりようがない、こういったアンバランスな審査になっているという点であります。

それから3点目、事業計画の中で、デイサービス事業というものがあげられております。この施設は、文化継承に主に取り組むということが、10年近く前の審査、そして、この議会の審議の中でも明らかにされているということであるはずですが、そうした施設でありながら、こうしたデイサービス事業というものが組み込まれていると、その点は、もちろん施設の運営というのは、指定管理者の計画の中である程度柔軟に対応していくべき面もあるとは思いますが、そうはいっても、やはり町としてどういう施設にするのか、施設運営をしてもらうのか。その基本方針は明確でなければならないし、それは文化承継に主体を置くということが明確にされているはずでありますので、その一方で、こうしたデイサービス事業、しかも質疑ではやるのかやらないのかはっきりしない。そうした計画があげられて、それをもって審査されている、選定されているというのは、なかなか受け入れ難いと考えられます。

それからもう1つ、4点目、言うまでもございませませんが、指定管理制度は民間のノウハウを活用して、効率的・効果的な運営を図っていくものなんですが、経費削減の効果、目標というのが明確になっていない。

これでは、町が示す予定価格としての指定管理料ありきの経営計画ということでは、何のための指定管理制度なのかわからないというようなことにもなりますので、その点、全く事業計画の中に反映されていない、考慮されていない、見てとれない、そういう審査結果では受け入れられないということから、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第23号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第24号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第25号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第26号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第27号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第28. 議案第28号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第28号財産の無償貸付けについてを議題とします。

議案に対する質疑は、12月5日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第28号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第28号財産の無償貸付けについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第29. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号専決処分について御報告申し上げます。

令和4年10月19日、山口市吉敷下東地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和4年12月5日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、山口市吉敷下東3丁目1番地1山口県総合保健会館専用駐車場地内において、本町職員の不注意によって、町公用車の運転席のドアを開けた際に、相手方車両の前方左側面に接触させ、車体に傷を負わせたものでございます。

なお、本件事故にかかる和解については、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認

し、町が相手方へ58万7,286円を賠償したものでございます。損害賠償の額は、既に一般財団法人全国自治協会から令和4年12月19日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

---

### 日程第30、議案第29号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第29号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第29号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正は、国の令和4年度補正予算（第2号）の成立に伴い、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援給付金事業実施にかかる経費の補正を行おうとするものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に552万9,000円を追加し、予算の総額を156億4,060万1,000円とするものでございます。

その概要につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金は、出産・子育て応援交付金368万5,000円の計上でございます。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金は、出産・子育て応援交付金92万1,000円の計上でございます。

また、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、92万3,000円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の出産・子育て応援給付金事業には、本事業実施に必要な経費552万9,000円を計上いたしております。本事業は、国・県の出産・子育て応援交付金を活用し、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済

的支援を一体として実施するものでございます。

需用費および役務費には、伴走型の相談支援を行うための経費を、負担金、補助及び交付金には、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図るため、合計10万円を給付する経費を計上いたしております。

以上が、議案第29号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第29号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明の中で、給付金以外に伴走型の相談支援を手厚くするために、少し経費が見積もられているかと思うんですけども、現在、かなりそういった伴走型のサポートというのは、町のほうでされていると思うんですけども、追加ですることというのが、こういったことが出てくるのか、具体的にあれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

伴走型の相談支援はどういうものかという御質問でございます。これは、健康増進課の中にあります、子育て世代包括支援センターOhanaでございますが、こちらの保健師が妊娠届出の際、それから、出産後の申請時の訪問の際に、面談を行わせていただきまして、相談を行ったり、必要な関係機関に支援をつなぐというものでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございます。

今、お伺いしたような支援というのは、これまでもされていることなのではないかなと思うんですけども、今回積み増すことによって充実されている部分というものを、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

資料のほうをお付けしておりますが、伴走型の相談支援ということで、身近な相談に応じて必要な支援メニューであるとか、ここに今書いております、それぞれの産後ケアであるとか、一時預かりであるとか、こちらについては、今、周防大島町でも既にやっておる事業でございますので、これをやったことによって、特に新たにということとは、特にはございません。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

新たにということがないけれども、経費を積み増すというのは、例えば、面談の回数が増えて頻度が増えるとか、そういったことを想定されているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 白鳥議員の質問にお答えいたします。

今の面談の話でございますが、今回、この制度を行うことによりまして、妊娠期、この時にまず面談を行います。それから、妊娠8か月のとき、このときにも面談を行います。それから、出産後、こちらについてまた面談を行うような形になっております。また、必要に応じまして、アンケートを行うということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。はい、山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） いただいております資料を見ますと、大きい項目で2の事業の内容のところですか。そのところに、市町村が創意工夫を凝らしながらとあります。周防大島町で、今回、何か創意工夫を凝らしたところがあれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

周防大島町については、今まででも妊娠期であるとか、出産期であるとか、そのときには、子育て世代包括支援センターOhanaの保健師が訪問いたしまして、妊娠時であるとか、出産時であるとか、そういうところの対応は常にやっております。

今回の補正につきましては、主に給付金のほうになると思っております。こちらのほうは、いわゆる育児の支援、これを家庭に必要と思われるものについて購入していただくということで、今回やっております。今回の補正につきましては、主に給付金のことになろうかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。ぜひこういった事業を続けていただいて、特に利用されている方の意見を尊重して、収集しながらこういった事業を引き続き、続けていただきたいと思います。私からは、以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 伴走型の支援の関係で少し教えてほしいんですけど、夫の育休取得の推奨と説明があります。それと両親学級、ちょっとこのあたり少し具体的にどのようにされているのか、教えていただけないでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 竹田議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうは、面談のときに子育てガイドと一緒に確認をしたりとか、ここに書いてあるとおりになるんですが、面談の際にそういうのを行うということで、今回この事業を行うことで、妊娠時、それから出産時に、保健師のほうが面談を行う、そのときにいろんなサービスにつなげていくというところでございます。

特に、周防大島町でこの事業をはじめたから、すぐにこれをやりますということではございません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（４番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

育休の取得も、男性の育休取得というのも、これからどんどん増えてくるんだろうと思います、そういう時代なんでしょうけれど、そこらあたりしっかり、そういったこともできるように、相談にのってあげていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） ちょっと確認なんですが、今回の補正予算は、要するにここに、事項別明細書に上げられておる、歳出でいえば、１０万円の給付金と、それに伴う事務費、需用費、役務費、これ事務費ということですよ。そういうことでよろしいんですよ。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました需用費の消耗品費、それから役務費の通信運搬費でございますが、まず消耗品費につきましては、申請の様式の印刷用紙の購入であるとか、ラベルシールを買ったりとか、あと役務費でいきますと郵送料であるとか、返信用の切手代ということで、事務費ということになっています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 要するに１０万円の給付金があつて、それを給付するがための事務費があわせて計上されているという、今回の範囲。それは分かりました。

さっきからも質疑が出ておりますけれど、要するに今回の給付金は国の制度を受けてということで、それはそれでいいんですけど、町として、今回一般財源も組まれていますけれど、町として出産・子育て支援をどうしていくのか、今現状どうなのか、十分有効な支援策が打っているのかどうか。その辺の成果も含めて、町としてどういうふうにしていくのか。私は今回の給付金自体はいいと思うんですが、町として、例えば課題がいろいろあるというのであれば、それに対してこの給付金にあわせてやるべきことが、今さっきからも出ていると思うんですけど、やる

べきことがあるんじゃないかと、その中で、やっぱり国が10万円の給付金制度を用意したから、それでそれに従ってやるというだけじゃなくて、やはり自治体として、もっと積極的な、例えば合わせ技というんですか、一般財源をもっとつぎ込んででも、やらなきゃいけない支援策があるのであれば、例えば、今言われたように相談体制の、相談支援の充実がもっと必要だというのであれば、そこに予算をつぎ込むべきじゃないか。

非常にいつもこの給付金事業の予算のときには思うんですが、結局、国から用意された枠内だけの議論じゃなくて、自治体としてどうするのか。そこをもっと強くというか、明確に打ち出す必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の認識はどういうふうにお考えになっておられるのか。当面、今現在この給付金制度があるからこれを用意して、執行して、それで次の段階で何かそういう出産・子育て支援策を予算をかけるなりしてやっていこうとするお考えがあるのか、その必要性があるのかどうか、その辺のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

今お話があったように、相談について今回の事業を行うことによって、妊娠期であるとか、出産時期に面談を行うというのは、新たな国の制度になろうかと思います。

また、相談についても、これからいろんなニーズが出てこようかと思いますので、そちらについては、今後また検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。議案第29号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、発議第1号周防大島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。趣旨説明を求めます。吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 栄本議員、岡崎議員、新田議員、尾元議員、小田議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております、発議第1号周防大島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の趣旨を御説明いたします。

議案つづり第2号の4ページをお開きください。

内閣府の外局である個人情報保護委員会が定めた、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン、行政機関等編では国会や裁判所と同様、議会においては自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、個人情報保護法が定める規律の適用対象とはされないものとしています。

さらに、内閣官房に設置された個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースが、令和2年12月に公表した、個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、議会については、現行の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が行政機関を対象とし、国会や裁判所がその対象となっていないこととの整合性を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当である。

なお、ほとんどの団体では、議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるとされています。

個人情報保護法第2条第11項第2号において、議会は地方公共団体の機関から除外され、法が定める規律の適用対象とはされていませんが、同法第2章、第3章および第69条第2項第3号における、地方公共団体の機関には議会も含まれており、議会は個人情報の適正な取扱いを確保する責務があります。

議会における個人情報の保護の取扱いをどのようなものにするかは、制度を設けないことも含め、それぞれの議会の裁量となりますが、個人情報保護制度を設けなかった場合、議会における個人情報保護されないこととなり、また個人情報の取扱いにおいて執行機関との差異が生じることから、このたび、周防大島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を提案することとしたものであります。

議員各位におかれましては、御理解を賜り、趣旨に御賛同いただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発議第1号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

吉村議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。発議第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を上程し、これを議題とします。

議会運営委員会委員長から議会運営に関する事項、議会の会議規則および委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長の申出のとおり、申出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、申出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付すことに決定をいたしました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部議了いたしました。

これにて、令和4年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同礼。

午前10時27分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 山中 正樹

署名議員 栄本 忠嗣

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員